

循環・リサイクル法制（2000年）¹

話し手 伊藤 哲夫 氏 ・ 粕谷 明博 氏 ・ 坂川 勉 氏 ・ 由田 秀人 氏

——関連法案を担当することになったときの状況を教えてください。

○由田 私は厚生省水道環境部環境整備課の産業廃棄物対策室長でした。2000年という年は関連の法律が、7本と数えるのか、合わせ法8本²と数えるのか分かりませんが、それぐらい出た、その関係では大変大きな改正の年になったわけですが、最初はそういうことはあまり意図していませんでした。1997年に結構大きな廃棄物処理法の改正ができたのですが、なかなか世の中の問題が解決していませんで、ちょっとやり残した感がございました。役所も新しい環境省という役所ができることになったということが先に来ましたもので、それなら思い切ってこの際全部やろうというぐらいの感じで廃棄物処理法の改正に当たりました。

○伊藤 1999年の6月頃、厚生省水道環境部環境整備課長の飯島（孝）さんに会ったら、「おい伊藤ちゃん、今度水局（水質保全局）に行って循環基本法をやってくれ」という内々示を受けてまして、ちょっとうれしいなと思ったのを鮮明に覚えています。当時の農水省から出向されていた遠藤（保雄）局長、それから通産省から出向されていた長尾（梅太郎）課長、その下で私がタコ部屋の主査となって循環基本法作りに当たりました。

○坂川 私は厚生省水道環境部計画課というところにいたのですが、当時の厚生省水道環境部の廃棄物担当の人数の少なさとして現在の1/3ぐらいの人数でやっていました。当時厚生省で廃棄物処理法の改正と建り法（建設リサイクル法）と食り法（食品リサイクル法）の制定を同時にやらなくてはいけないとなれば、本来の私の仕事ではなかったのですが、どれか担当するというのは覚悟していました。当時は不法投棄がどんどん増えておりましたし、今以上に深刻な状況だったので、喜んでではないけれども、やれと言われればやるしかないということでした。

¹ このインタビューは、2021年3月9日に行った。文中に記載されている組織の名称や人物の肩書は、特に断り書きのない限り、語られている出来事当時のものである。発言内容は各発言者の責任で御確認いただいたものであり、必ずしも環境省の見解ではない。

² 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第105号）、浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）、再生資源の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成12年法律第113号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）の計7本で、8つの法律の制定・改正が行われた。

○粕谷 私は厚生省水道環境部計画課の広域計画室長というのをやっていたのですが、先ほど坂川さんが言ったように誰も人がいないので、食品リサイクルを担当しろと言われてたということです。後から話しますけれども、食品リサイクルは生ごみが関係してくるので、当時の環境整備課で一般廃棄物のことを長くやってきていたということがその背景にあったのかなと思います。



粕谷 明博 氏

そういうことをやりながら、省庁再編のときには廃リ部（廃棄物・リサイクル対策部）のスペース、部屋の規模の取りまとめとか、各室にどういう仕事をやってもらうかというのを、大学同期生の籙木（儀郎）君が当時環境庁の調査官でいたので、彼と相談しながら、新しい環境省での課室のレイアウト的なことや、どのポストをどちらの省庁の人が埋めるかという下案を作ったりもしていました。

———循環型社会形成推進基本法の制定の経緯や背景等について教えてください。

○伊藤 1993年に環境基本法ができて環境政策の基本的な枠組みができたのですが、その後、いろいろ廃棄物・リサイクルに係る問題に対する社会的な注目が非常に高まってきていた。そういった中で、環境庁でも、1996年に、当時の中央環境審議会の廃棄物部会に、もっと広く廃棄物対策全体の在り方はどうあるべきかという諮問を行いました。その審議会の中で、廃棄物・リサイクル対策を一体として進めていくべきだ、対象は廃棄物に限定せず、出てきたものは一体的に処分する、切れ目なく対応をとっていくことが必要ではないか、さらには、社会システム全体をなるべく廃棄物などの出ないようなものにしていくことが重要なのだという議論が高まっていました。

そういった中で、ダイオキシン問題に火がついたということも非常に大きなインパクトだったと思います。当時私は企画調整局の環境保全活動推進室長でしたが、環境保健部のリスク評価室で担当しているのでそれを手伝ってくれということになって、リスク室の一係員の席に座った。そこで主にやったのは、ダイオキシン対策推進基本指針の作成。これは内閣官房がまさに主導して、政府の関係閣僚会議の決定にして対策を推進していこうという仕組みなのですが、当時、由田さんにも随分相談した覚えがあるのですが、その中で、廃棄物の発生量を削減していくのだ、そのためにはいろいろな法的措置も講じていくのだということがこのダイオキシン対策推進基本指針で定められた。

そういうことで、ダイオキシン対策が非常に盛り上がった後、1999年6月のダイオキシン対策関係閣僚会議で法整備を検討しようということが決められた。その時点で循環基本法を作る

というところまでは決まっていなくて、環境庁は何をやるかという、率先実行計画等によるリサイクルの推進、こういうのを法制化も含めて検討するということが決められた。こういった中で先ほど申しました中央環境審議会の答申も3月に取りまとめられていた。

そういった中で、環境庁としては、環境省もできるので、答申の趣旨も踏まえて、循環型社会作りを進めるための指針となる法律作りをやっていかなければいけないということになって、法制検討

チームができた。その過程の中で循環基本法作りの推進力となったのは、その年の10月に自公（自民党、自由党、公明党）の3党合意があって、その中で「平成12年度（2000年度）を「循環型社会作り元年」と位置付け、基本的枠組みとしての法制定を図る」とされた。それが大きな推進力になったことは間違いない。

背景・経緯はそういうことで、その目的が達成されたのかということについては、有価、無価を問わず対象物を一体的に捉えるとともに、廃棄物は基本的には資源と考えるべきなのだというようなことで整理ができて、中環審（中央環境審議会）の答申で指摘されたことは果たせたかなど。対策の優先順位を法定化しようという指摘があり、これも法定化した。排出者責任、拡大生産者責任の規定を明記すべきだということにもあの段階では最大限応えることができたのではないだろうか。

省庁再編が予定されていたことにより循環基本法制定や中環審答申はどのような影響を受けたかということについては、廃棄物処理という世界だけではなくて、リサイクルあるいは発生抑制とカリユースといったことも含めた全体のきちんとした方向付けを新しい環境省がしっかり示していくのだ、そのような枠組みをぜひ作りたと思っていました。それがこの基本法制定、中環審の答申にも大きく影響しただろうと考えます。

与党、野党、市民団体のところについて、与党については、先ほど申しましたとおり、3党合意を受けて精力的な検討が行われました。この与党の中で実はいろいろな議論がありました。3党協議と並行して、自民党では関係部会長会議を設けて、愛知（和男）元大臣、当時は環境基本問題調査会長をされていたのですけれども、愛知先生が関係部会長会議の会長になりました。実はこの3党協議の過程で窮地に陥ったこともありましたが、そういうときに助けてくれたのが愛知先生で、個人的にも私は何度も励まされました。それから、もう一つ忘れてはいけないと思っているのは、環境庁の中での清水嘉子大臣の存在です。清水大臣御自身は非常に芯の強い方で、絶対に変なことで妥協は許さないという方でした。ですから、私どもも変な妥協をして大臣に上げたら絶対に認められないなという安心感もありましたし、ぶれずに済んだと事務方としては思っているのですけれども、それは清水大臣のおかげだったかなと率直に思っています。



伊藤 哲夫 氏

それから、野党、特に民主党ですね。今は立憲民主党におられますけれども、非常に優秀な政策担当者がおられて、そういう動きが政府側あるいは3党協議の中にいろいろなプレッシャーとなってきたのも事実ですし、それもこの法律の形成の中では非常に大きな役割を果たしたのではないかなと思います。それから、この法案審議が最終段階になって、参議院の国土・環境委員会で、その日が循環基本法の審議の最後だろうと言われていたのですけれども、民主党は、朝態度を決めた、反対すると。ということは、実は採決に応じるという趣旨なのです。この会議が終わった後、そこから出てこられた当時の民主党の部会長の小林守先生から、「伊藤君、民主党はこの循環基本法を通すために反対するんだよ」と、このように言っていたので、私はそれが忘れられない。そういう意味では私は野党にも非常に感謝しているところです。

それから、市民団体からの提案や、中環審の廃棄物部会長であられた平岡（正勝）先生、法学者の浅野（直人）先生をはじめとする様々な方々のお知恵、御尽力がないとこの法律がまとまらなかったことも事実ですし、いろいろな先進的な産業界の皆さん、それから労働界の方々にもいろいろ相談し、支援をしていただいたということがあります。自ら循環型社会作りのために貢献していこうというNPOの皆さん、例えばグリーン購入ネットワークとか、そういう方々が一生懸命やっておられるということも、我々が循環基本法を進める上での非常に大きな支えになったと思います。

それから、各省との調整に最も苦労した内容、個人的に思い入れがある内容ですけれども、一番大きいのは、拡大生産者責任のうちの特定の製品についての事業者の引取り等の義務を位置付けたということです。個別法で既に前例もありますから、全く書けないわけでもないとは思っていましたが、予想通り最大の論点となり、遠藤局長、長尾課長の指示の下、本当に毎日、通産省の渋谷（隆）環境政策課長と佐々木（伸彦）リサイクル推進課長、それから水道環境部の塩田（幸雄）計画課長に日参してこの規定の取りまとめができたというのが一番思い出深いことです。

また、もう一つ、法案の対象として「廃棄物等」と「循環資源」という概念を導入したわけですけれども、出てきた廃棄物あるいは使用済み物品あるいは副産物というのは、将来技術開発なんかをちゃんとやれば必ず使える資源として有効なはずだ、したがって最初から、これらの廃棄物や使用済み物品、副産物等全部をひっくるめて「循環資源」ととらえて、その循環資源の再生利用などをちゃんとやっていたと考えていたのです。ところが、これは法制局で駄目だと言われ、「廃棄物等」のうち有用なものを「循環資源」とするという形で規定することとなりました。ただ、3.11以降、（東京電力福島第一原発の事故を受けて）環境基本法と循環基本法が改正され、循環基本法の対象物として放射性物質及びそれによって汚染されたものも含まれることになった。そうしてみると、今の規定が的確かなんかと思っているというのが本当のところであります。

——環境庁の動きに対して、厚生省としてはどういう考え方だったのですか。

○由田 循環基本法は枠組み、基本原則を作られている一方で、廃棄物処理法の改正というのは、具体的な目の前の問題を今解決しないといけないということをやっているのです。

廃棄物処理法や各種リサイクル法は、いずれ同じ頭になっていただくのだろうなと思いがら、今日（インタビュー当日）は恐らく無事に環境省の法案（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案）が閣議決定されているのだろうと思いますけれども、今日の話はそれらの話の基礎舞台になるところがどうやってできたかということなのだろうと思います。基本法に対する考え方がどうであったかというのは、頑張って作ってください、こっちはこっちで頑張って作りますから、いずれ近いうちに合流しますという感じだったと思います。

○粕谷 適正処理の阻害になるのだったら困るというような感覚は当時の水道環境部にはあったのではないかと思います。

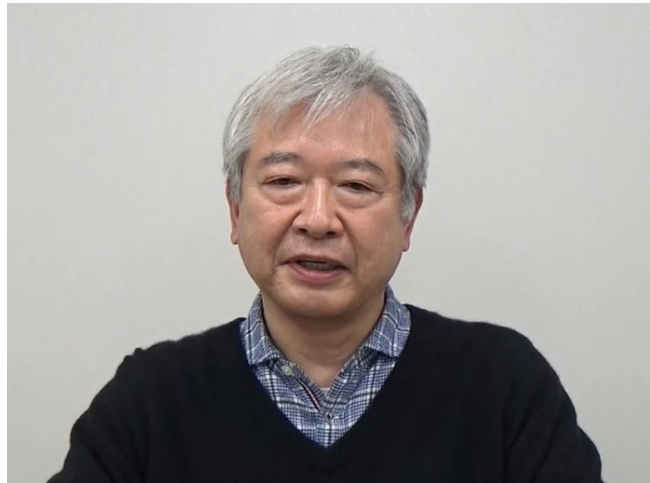
——廃棄物処理法・産廃特定施設整備促進法の改正について、その背景や経緯等を教えてくださいませんか。

○由田 法改正の背景・経緯で1つ出てくるのは、さっきのダイオキシン対策推進基本指針です。ほとんどのダイオキシンの発生源は廃棄物焼却炉だということで、そこを何とかしないといけない。

それは1つの大きな背景ですがけれども、廃棄物処理法の1997年改正と同様に、豊島をはじめとして明るみに出る大型の不法投棄の話と、処理施設がなかなかできないということ、あるいは処理施設を作るために住民同意をもらおうと、価値が処理場につくので売買が始まるとか、その辺があります。

この2000年の改正で最も大きな点は、究極の排出事業者責任と言われている19条の6（排出事業者に対する措置命令）です。マーケットの中で悪い業者が淘汰されて、比較的好い業者が育ってきたというのがその後十数年の結果だろうと思います。原状回復基金に産業界も拠出すべきであるという調整を1997年改正で行ったのですが、拠出額は少ないほうがいいよねと、特定できる人は特定して、原状回復させた方が拠出額は減るじゃないかというような説明ぶりで2000年改正に持ち込みました。

法改正に対する産廃処理業界の反応ですが、一部の理解してくれる業者の人は理解してくれましたけれども、多くの方々は反対をされました。欠格条項も一緒にきつくしていますので。表は循環基本法をはじめ廃棄物処理法も各種法律も出て、廃棄物にとってはいい国会だったと思いますが、こうやってここにいさせていただいているというのが何もなかったという証拠です。



由田 秀人 氏

循環基本法の製造者責任との関係ですが、容器包装リサイクル法の制定時において、疲れ果てるぐらい製造者責任の転換³は難しかったです。究極は廃棄物処理法の中から取り出してやらないといけません。それから、その概念を持ち出した途端に廃棄物処理法の世界だけでできる話では当然ないです。

かといって、リサイクルの分野というのは、当時、再生資源利用促進法と廃棄物処理法で切り分けができかけていたので、容器包装リサイクル法は、今でいう環境省の法律として作るのは大変難しかったです。容器包装リサイクル法は、循環基本法の元のきっかけであり、今も環境省の環境再生・資源循環局の中では、廃棄物処理法、循環基本法と並んでど真ん中にある法律ではないのかなという気がしています。

——重要な改正ポイントを挙げるとすれば何ですか。

○由田 私は、19条の何、と丸覚えしているように、措置命令権の拡大のところで、排出事業者責任の強化ができてよかったと今も思っております。

○粕谷 排出事業者責任の追及みたいな話は、後に私が青森・岩手の広大な不法投棄の片付けのための法律（特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法）を作ったり、片付けの仕組みを作ったりするときに、すごく大事な条文だったなという気がしています。

○坂川 重要課題であった排出事業者責任のところの条文は、法制的に難しいものがよく書けたなと思います。あそこはたしか1997年にもトライして、そのときはうまくできなかったものが2000年にかなり進んで今の形になりました。

——食品リサイクル法制定の背景・経緯等をお伺します。

○粕谷 ダイオキシン対策の指針がきっかけで、ごみを減らさなければいけないとなり、農水省から法案を作りたいという話が来ました。生ごみは公衆衛生や生活環境保全から考えたときに一番難しい廃棄物の一種なので、リサイクルで乱暴に扱われると困るというのが業界の声だったので、随分業界との意見交換をしました。私が担当することになったのも、業界との交渉が長かったからかなと思います。

廃棄物処理法の特例をどこまで出すのか、業界の意見を聞きつつ折り合いを見つけるのが一番の肝となったような気がします。条文とか法制局とか国会の手続きとかは、ほとんど農水省がやりました。だから、厚生省にチームはなくて、1人で関係課長に相談しながら、農水省に対してゴーサインを出していたというのが実態です。ただ、廃棄物処理法の特例を出す以上、農水省も何か出さなければ法律として成り立たないよねという交渉はしまして、肥料取締法や

³ 容器包装リサイクル法では、容器包装の製造・利用事業者に対して、消費後の容器包装の再商品化にまで責任を拡大している。

飼料安全法の特例を出してもらったりして進めました。

廃棄物処理法の業の許可を不要にする特例についても、主務大臣が認定するという事で業界に対して安心を与えたのかなと思っています。

それから、これは緩やかな法律で、生ごみの取扱いをきちぎちにやってもというところがあってこういう形になったと思っています。それが特色といえば特色だろうと思いますし、いろいろ育てていける法律かなとは思っています。

○伊藤 環境庁の中では循環基本法の法制検討チームとは別の部署に担当してもらっていたので、あまり覚えていないのですが、循環国会でやった法律で作業が一番遅れていた気がします。

○粕谷 循環基本法を意識して「食品循環資源」という言葉を使っていますから、循環基本法を十分踏まえた上でやっているのだと思います。

——建設リサイクル法制定の背景・経緯等をお聞かせください。

○坂川 当時廃棄物の不法投棄がどんどん増えていて、その多くが建設系でした。今になって振り返れば、1998年が不法投棄件数のピークだったのです。これはどうにかしないといけないというのが最大の課題であった。もちろん廃棄物処理法の規制強化をやっていましたが、やはり解体工事の在り方から改善していかないと不法投棄は減らないのではないかという思いがあり、建築物の解体の方法から規制して、それをリサイクルさせることによって不法投棄を減らしていく必要性を強く感じていました。



坂川 勉 氏

加えて、ダイオキシン対策関係閣僚会議の基本指針で「建築解体廃棄物の適正な分別・リサイクルを推進するため、次期通常国会を目途に必要な法制度化について検討する」と書かれました。

当時を知らない若い方は、何でダイオキシンがリサイクルにつながっていくのかと思われるでしょう。当時はダイオキシンが連日のようにマスコミで報道されていました。市町村がごみ焼却施設を建設しようとするれば、ダイオキシンが理由で必ず反対運動が起きました。私はダイオキシン対策を担当していましたが、ここで失敗すると日本でごみ焼却ができなくなるかもしれないという危機感を持っていました。どんなに規制を強化してもダイオキシンは完全にゼロにはならないから、できるだけ燃やす量を減らすこともやっていかないと理解されません。だ

から、燃やす量を減らすためにリサイクルを進めつつ、ごみ焼却施設のダイオキシン対策を進めていくと厚生省は説明していました。それが軌道に乗りかけていたときに報道でまた火がついて、この閣僚会議が設置されて、政府全体でダイオキシン対策を推進することになったわけです。リサイクルについてもこの基本指針で書かれて、1999年9月の時点で建設リサイクルに関する法律を制定するという政府の方針が決まったのです。

当時、由田さんから「ダイオキシン9割削減ができるか」と問われました。そのときは既にごみ焼却施設の規制基準が強化されていて、それが適用されれば計算上は9割以上削減できますから、「できます」と答えました。しかし、しばらくしてから見たら、ごみ焼却施設だけではなく、他の発生源も含めて日本全国のダイオキシンの9割削減と表現が変わっているのです。結果的には達成されたのですが、当時とても冷や冷やしました。

そうして建設リサイクル法を策定することになったのですが、厚生省だけではできず、建設省と共同で行わなければなりません。建設省とどう進めていきたいと思いますかと相談したときに、厚生省は人が足りなくて、ほかにも法案をいっぱい抱えているので、条文案の作成の多くは建設省側でやってもらうこととなりました。

一番の問題は、通常国会での法案提出に向けてとにかく時間がなかったことです。法制局の審査前に両省で条文案を調整しなければいけないのに、その時間がなく、法制局に行って初めて建設省が作成した条文案を見るようなこともありました。事前に調整するように何度もお願いしましたが、そうでなければ間に合わないという事情もあったのです。

建設省との調整で一番難航したのは、分別解体の省令の主務大臣が誰なのか、分別解体とは何なのかという議論です。分別解体は解体工事の施工の方法なのですが、解体する前は廃棄物ではないけれども解体した後には廃棄物になっているので、廃棄物の分別を含み得るものでもあるし、分別の仕方によってその後のリサイクルに大きく影響するわけだから、建設省と厚生省の共管ということになりました。

この法律の特徴は、やはり分別解体のところ。廃棄物でないものを廃棄物にする過程に対して規制をかけているところは、ほかの法律と違うのではないかと思います。

- 由田 建物は廃棄物ではないけれども、分別解体で廃棄物にするわけです。だから、廃棄物を廃棄物でなくしようとやっているリサイクルの逆さま。法制局で抽象的な議論をすると、必ずそれが出てくるはずですよ。

———その他の法案についての動きはどうだったのでしょうか。

- 由田 関係省庁がみんな法案を出しているのに、通産省が何も出ていないというのはないよねというので、関連法案として再生資源利用促進法の改正法案を出すということだったと思います。もともと再生資源利用促進法とは、1991年に廃棄物処理法とすみ分けをしたはずなのですが、容器包装リサイクル法を巡って激変が起きました。それが再生資源利用促進法の運用そのものにも影響を与えています。通産省が、もう少し意味のある法律にしたいので、名前も(「資

源の有効な利用の促進に関する法律」に) 変えて法案を出したいということでした。

指定再資源化製品については厚生省が共管になっていますが、建設リサイクル法の調整で、「再資源化は廃棄物処理法の運搬又は処分(再生を含む。)に該当するものであり、廃棄物処理法の処理に内包されるものである。」という整理になっているので、共管にする必要があったのだと思います。

浄化槽法の改正については、自民党内で農業集落排水や下水道との関係をめぐって調整が難航していましたが、最終的には議員立法により成立しました。これにより、単独処理浄化槽の新設は原則禁止となったのです。国際的には、下水道がなければ単独処理浄化槽です。日本だけは、そのとき以来合併処理浄化槽が整備されてきているということで、大きな読みがあったのではないかな。

——これらの法律が整備されて、循環型社会形成のための法体系は整ったとお考えでしょうか。

○坂川 私は自動車リサイクル法も担当したのですが、リサイクルでまだ足りない部分は最後は自動車だと、関係者の間では共通認識があったのかなと思っていました。2002年に自動車リサイクル法が制定された当時は、大きなところは終わったという感覚でした。



インタビュー風景

○粕谷 当時はこれで手いっぱいだったので、これ以上はできなかったと思います。自動車と建築解体とどちらを先にするかという議論をやった記憶があります。

○伊藤 循環基本法を作った段階では、これが出発点だろうと思っていました。リサイクルだけではなく、リデュースやリユースをどうやって社会に定着させていくのかはこれからの課題だと考えていて、循環型社会形成推進基本計画の中で方向性を明らかにしていくのが新しい環境省の役割かなと考えていました。

一方で、あの循環国会によって社会の意識が変わっていった面も大きかったと思います。廃棄物を資源として考えるという発想の転換をしていこうということでしたが、先般、全国産業廃棄物連合会が全国産業資源循環連合会に名称を変更し、業界自身も変わっていこうとすることに結びついてきたという意味で、非常にうれしいことだと思います。

今後について、リデュース、リユースはまだやるべきことがたくさんあります。また、この後に制定された小型家電リサイクル法の基本的な考え方は、環境保全を担保した上で事業者の創意工夫をなるべく生かせるような社会システム作りをすることが循環型社会により貢

献するのではないか。循環基本法ではあまりそういう発想はなかったです。廃棄物処理法をむやみに規制緩和するのは大反対ですが、より循環型社会になるための規制の在り方について、規制を強化していく面と一定の範囲内で自由にやらせる面と両方ありますが、ぜひ考えていってもらえればいいです。

それから、特に優良企業においては、良貨が悪貨を駆逐するのだという意気込みの業者さんがたくさん出てきて大きくなっている。社会的責任を果たした者が結果的にもうかるという社会を実現していくための方策というのか、優良な業者が創意工夫の下で動けるような対策を考えたらより循環型社会作りが進むのではないかなと思っています。

- 由田 環境庁に廃棄物分野が合流して環境省ができて、部の名前にリサイクルがつけました。さらに、環境再生・資源循環局に発展しています。廃リ部あるいは循環局になったというのは、霞が関の中でもそういう地位になったということで、権限や所管範囲といった格式のようなものが、これまでやってきて実現できたということだと思います。ただ、実社会の中ではどのようになっているのだろうか。例えば、廃棄物処理施設はエネルギー回収施設として地域から呼び込まれるように様変わりしたのだろうか。あるいはごみが来るのは嫌なのだろうか。不法投棄に厳しい措置命令をかけるのか。少しのミスまで規制したら、有価物としてぐるぐる回のを止めてしまうのではないかという意見もある。2000年から20年経って、今の環境省に入られた人たちがどのように展開されていくのか興味があります。日本は、循環型社会作りや廃棄物対策が国際的に劣っているわけではないし、非常に特徴を持ったいいところもあると思うので、新しい皆さんが御議論しながら引っ張っていくことを期待します。ぜひとも頑張ってください。

— 了 —

話し手 伊藤 哲夫 氏 京都大学公共政策大学院 特別教授

1979年 環境庁入庁、2008年 環境省大臣官房審議官（併任：水・大気環境局水環境担当審議官）、2010年 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長、2012年 自然環境局長、2013年 退官。

粕谷 明博 氏 全国管工事業協同組合連合会 専務理事

1979年 厚生省入省、2006年～2008年に国土交通省水資源部水資源計画課長在職、2008年 厚生労働省健康局水道課長、2011年 環境省水・大気環境局総務課長、2014年 辞職。

坂川 勉 氏 一般財団法人日本環境衛生センター 専務理事

1980年 厚生省入省、2010年 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長、2013年 公益財団法人地球環境戦略研究機関事務局長（環境省大臣官房付）、2014年 環境省東北地方環境事務所長（福島環境再生本部長を兼務）、2017年 退官。

由田 秀人 氏 公益財団法人日本環境整備教育センター 理事長

1974年 兵庫県入庁、2002年 環境省環境管理局水環境部土壌環境課長、2003年 廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、2005年 廃棄物・リサイクル対策部長、2008年 退官。

（話し手は五十音順。所属・役職は全てインタビュー時点のもの。）